

昭和二十二年法律第二百一号

地域保健法

目次

第一章 総則（第一条—第三条）	地域保健対策の推進に関する基本指針（第四条）
第二章 地域保健対策に係る人材の確保（第五条—第七条）	市町村保健センター（第十八条—第二十条）
第三章 保健所（第五条—第七条）	市町村保健センター（第十八条—第二十条）
第四章 市町村保健センター（第十八条—第二十条）	第五章 地域保健対策に係る人材の確保（第二十一条—第二十五条）
第六章 地域保健に関する調査及び研究並びに試験及び検査に関する措置（第二十六条）	第七章 試験及び検査に関する措置（第二十七条）
附則 第一章 総則	第七章 試験及び検査に関する措置（第二十七条）

に係る人材の養成及び資質の向上に努めるとともに、市町村及び都道府県に対し、前二項の責務が十分に果たされるよう、必要な技術的及び財政的援助を与えることに努めなければならない。

第二章 地域保健対策の推進に関する基本指針（第二章）

厚生労働大臣は、地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図るために、地域保健対策の推進に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

基本指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 地域保健対策の推進の基本的な方向

一 地域保健対策に係る人材の確保及び資質の向上並びに第二十四条第一項の人材確保支援計画の策定に関する基本的事項

二 保健所及び市町村保健センターの整備及び運営に関する基本的事項

三 地域保健対策に係る人材の確保及び資質の向上並びに第二十四条第一項の人材確保支援計画の策定に関する基本的事項

四 地域保健に関する調査及び研究並びに試験及び検査に関する基本的事項

五 社会福祉等の関連施策との連携に関する基本的事項

六 その他地域保健対策の推進に関する重要な事項

七 公共医療事業の向上及び増進に関する事項

八 医事及び薬事に関する事項

九 歯科保健に関する事項

十 精神保健に関する事項

十一 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関する事項

十二 感染症その他の疾病的予防に関する事項

十三 衛生上の試験及び検査に関する事項

十四 その他地域住民の健康の保持及び増進に関する事項

十五 地域住民の健康の保持及び増進のため必要な施設の整備、人材の確保及び資質の向上等に努めなければならない。

十六 都道府県は、当該市町村が行う地域保健対策との有機的な連携に配慮しつつ、総合的に推進されることを基本理念とする。

十七条 地域住民の健康の保持及び増進のため必要な施設の整備、人材の確保及び資質の向上等に努めなければならない。

十八条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、当該市町村が行う地域保健対策が円滑に実施できるように、必要な施設の整備、人材の確保及び資質の向上等に努めなければならない。

十九条 都道府県は、前項の規定により保健所を設置する場合においては、保健医療に係る施設と社会福祉に係る施設との有機的な連携を図るため、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第十三条の第四項第十四号に規定する区域及び介護保険法（平成九年法律第二百五号）第十八項第一号に規定する区域を参考して、その職権に属する第六条各号に掲げる事

て、保健所の所管区域を設定しなければならない。

第六条 保健所は、次に掲げる事項につき、企画、調整、指導及びこれらに必要な事業を行なう。

一 地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事項

二 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事項

三 栄養の改善及び食品衛生に関する事項

四 住宅、水道、下水道、廃棄物の処理、清掃その他の環境の衛生に関する事項

五 医事及び薬事に関する事項

六 保健師に関する事項

七 公共医療事業の向上及び増進に関する事項

八 母性及び乳幼児並びに老人の保健に関する事項

九 歯科保健に関する事項

十 精神保健に関する事項

十一 治療方法が確立していない疾患その他の特殊の疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関する事項

十二 感染症その他の疾病的予防に関する事項

十三 衛生上の試験及び検査に関する事項

十四 その他地域住民の健康の保持及び増進に関する事項

十五 地域住民の健康の保持及び増進のため必要な施設の整備、人材の確保及び資質の向上等に努めなければならない。

十六条 都道府県は、政令で定めるところにより、第五条第一項に規定する地方公共団体の長に対し、保健所の運営に関する必要な報告を費用を支出する。

十七条 国は、保健所の所管区域に規定する地方公共団体に対し、保健所の設置及び運営に関する必要な報告を費用を支出する。

十八条 都道府県は、第五条第一項に規定する地方公共団体に対し、保健所の設置及び運営に関する必要な報告を費用を支出する。

十九条 国は、予算の範囲内において、市町村に對し、市町村保健センターの設置を補助する。

二十条 国は、第二十四条第一項の町村が市町村保健センターを整備しようとするときは、そ

の整備が円滑に実施されるように適切な配慮をするものとする。

第五章 地域保健対策に係る人材の確保

第二十一条 第五条第一項に規定する地方公共団体の長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第二百四号）第十六条第二項に規定する新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われた場合その他の健康危機が発生した場合におけるその管轄する区域内の地域保健対策に係る業務の状況を勘査して必要があると認めるときは、地域保健の専門的知識を有する者であつて厚生労働省令で定めるもののうち、あらかじめ、この項の規定による要請を受ける旨の承諾をした者に対し、当該地方公共団体の長が管轄する区域内の地域保健対策に係る業務に従事すること又は当該業務に関する助言を行うことを要請することができる。

前項の規定による要請を受けた者は、その業務支援員（以下「業務支援員」という。）を使用している者は、そこの業務の遂行に著しい支障のない限り、当該業務支援員が当該要請に応じて同項に規定する業務又は助言を行うことができるための配慮をするよう努めなければならない。

業務支援員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第二項に規定する一般職に属する職員として第一項に規定する業務又は助言を行う者を除く。以下この項において同じ。）は、第一項の規定による要請に応じて同項に規定する助言に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。業務支援員でなくなり後においても、同様とする。

第二十二条 国及び第五条第一項に規定する地方公共団体は、前条第一項に規定する研究機関に規定する業務又は助言が円滑に実施されるように、第十三条の提供その他の必要な支援を行うものとする。

第二十三条 国は、第二十一条第一項に規定する者の確保及び資質の向上並びに業務支援員が行う業務又は助言が円滑に実施されるように、第五条第一項に規定する地方公共団体に対し、必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

第二十四条 都道府県は、当分の間、基本指針に即して、政令で定めるところにより、地域保健対策の実施に当たり特にその人材の確保又は資質の向上を支援する必要がある町村について、

町村の申出に基づき、地域保健対策を円滑に実施するための人材の確保又は資質の向上の支援に関する計画（以下「人材確保支援計画」という。）を定めることができる。

人材確保支援計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

特定町村（という。）

都道府県が実施する特定町村の地域保健対策を円滑に実施するための人材の確保又は資質の向上に資する事業の内容に関する事項

前項各号に掲げる事項のほか、人材確保支援計画を定める場合には、特定町村の地域保健対策を円滑に実施するための人材の確保又は資質の向上の基本の方針に関する事項について定め

都道府県は、人材確保支援計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、特定町村の意見を聴かなければならない。

都道府県は、人材確保支援計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、厚生労働大臣にこれを通知しなければならない。

う。）は、感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もつて地域住民の健康の保持及び増進に寄与するため、当該業務により得た感染症その他の疾患に係る情報並びに病原体及び毒素について、国立健康危機管理研究機構が行う国連健康危機管理研究機構法（令和五年法律第四十六号）第二十三条第一項第五号及び第六号に掲げる業務（これらの規定に規定する収集に限る。）に協力するものとする。

地方衛生研究所等は、その職員に対し、国立健康危機管理研究機構が行う研修、技術的支援その他の必要な支援を受ける機会を与えるよう努めるものとする。

都道府県は、前条第一項に規定する措置、

同条第二項の規定による協力及び同条第三項の規定による機会の付与が円滑に実施されるよう努めるものとする。

都道府県は、昭和二十八年九月一日から施行に第五条第一項に規定する地方公共団体に対し、必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

都道府県は、昭和二十九年四月二二日法律第七

第二十八条 第二十二条第三項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

都道府県は、人材確保支援計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、厚生労働大臣にこれを通知しなければならない。

補助については、当該貸付け金の償還時において、当該貸付け金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

市町村が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二四年五月三一日法律第六

六八号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二八年八月一五日法律第二

一三号）抄

この法律は、昭和二十八年九月一日から施行する。

附 則（昭和二九年四月二二日法律第七

二号）抄

この法律は、昭和二十九年七月一日から施行する。

附 則（昭和三八年七月一一日法律第一

三三号）抄

この法律は、昭和三八年七月一日から施行する。

附 則（昭和三八年七月一一日法律第一

三九号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四〇年六月三〇日法律第一

一七七号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四五年一二月二五日法律第一

号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

る罰則の適用については、なお従前の例によ
る。